

広告費をあまりかけずにお店をPRしたい…

会報無料PRページをご利用下さい。

当所会員であれば、原則1回無料でお店紹介をさせていただきます。お気軽にお電話下さい。

会員事業所PRコーナーをご活用下さい。

当所会員であれば、事業所の取扱商品・製品・サービスのパンフレットやチラシなどを置くことができます。



面接会場として、安く会場を借りたい…

当所のホールや会議室が利用できます。

当所会員であれば、当所のホールや会議室を割安で使用できます。

創業を考えている方のための支援情報

八街市では、産業競争力強化法に基づき八街市創業支援事業計画の認定を受けました。この計画に基づき、創業を予定している方および創業後5年未満の創業者に対し、八街商工会議所が「創業ワンストップ相談窓口」となり、「特定創業支援事業」として、①個別相談指導 ②創業セミナーを実施してまいります。特定創業支援事業による支援を受けた方は、法の規定により「登録免許税の軽減」や「融資保証枠の充実」等の優遇措置を受けることができます。



発行します!(申請・証明)

会員証明 取引に必要な場合、会員証明書を発行します。

商品バーコード GS1事業者コード(JANコード)の新規・更新登録申請の受付及び申請に関する相談業務を行っています。

労災加入証明 取引先や元請会社に労災加入証明書や特別加入証明書を発行します。

会員になるには

入会資格…………… 八街市内に引続いて6か月以上にわたって、営業所、事業所、工場などを有する個人または法人の商工業者および協同組合、企業組合、その他商工業者をもって組織する経済団体。

お申し込み手続き… 加入を希望される方は、会員加入申込書に所定の事項を記入し、入会金1,000円をそえてお申込みください。

会費…………… 個人事業所/2口 年額 12,000円
法人事業所/3口 年額 18,000円

会費のお支払い… 原則として2か月に1回、口座振替または集金等により、お支払いいただきます。

会費の経理…………… 税務上全額損金に計上することが認められています。



八街商工会議所・中小企業相談所

〒289-1115 千葉県八街市八街ほ224
TEL 043-443-3021 FAX 043-443-7221

営業時間 8:30~17:00
定休日 土・日・祝日